

## 知らなかったじゃすまされない!

# 自転車の正しい 交通ルール

右の絵に、  
交通ルール上の  
まちがいが  
5つあります

まちがい探しをしながら、  
交通ルールを再確認  
してみましょう。  
以下の5つの行為は、  
普段あなたもなにげなく  
やってしまっているかも…?

ここを折り、**ヒント**を隠してまちがい探しに挑戦しよう!  
(山折り)

答えは14面へ

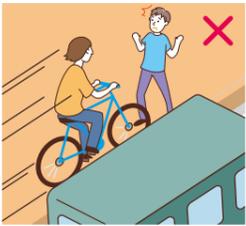


ヒント

1

### 歩道を走行

車道走行が原則です。歩道を走る時は、歩行者優先でスピードを落としましょう



2

### 並んで走行

周りの迷惑・事故のもとです。一列で走りましょう



3

### 子どものヘルメット 未着用

子ども(13歳未満・同乗の場合は6歳未満)はヘルメットを着用しましょう



4

### むやみにベルを 鳴らす

道路標識に従う場合とやむを得ない場合以外は鳴らさないようにしましょう



5

### ながらスマホ

よそ見・片手運転は、自分も周りも危険です



### 万一の事故に備えましょう

#### 自転車保険の加入は義務です

自転車事故を起こして、高額な損害賠償が必要となるケースが増えています。事故の相手方に補償する損害賠償保険への加入が、県条例で義務化されています。

**こんな事例も** 小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、女性と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。**事故を起こした小学生の母親に9,521万円の賠償を命令**(神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決)。

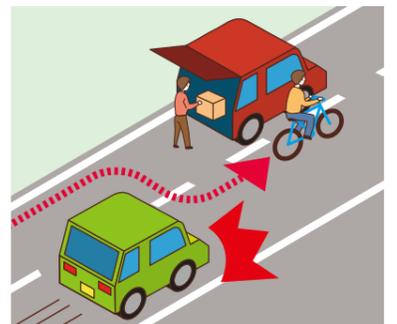
兵庫県内で自転車を  
利用される方が対象です

### ドライバーの皆さまへ

#### 思いやりのある運転を

違法な駐停車や強引な運転は、車道を走行する自転車との事故の危険性を高めます。

自動車を運転する際は、自転車と十分な距離をとり、無理な追い抜きはやめるなど、優しい気配りをお願いします。



問区まちづくり課 ☎843-7001 内237 ☎843-7034

発行

灘区まちづくり課 〒657-8570 神戸市灘区桜口町4丁目2-1  
☎(078)843-7001(代表) ☎(078)843-7034 ✉nadaku@office.city.kobe.lg.jp 灘区 検索

受付  
時間

8:45 ~ 17:15(毎週木曜は一部窓口のみ 19:45まで)

灘区の姿(令和2年8月1日現在) ●人 口 / 136,611人 ●世帯数 / 68,694世帯 ●面積 / 32.66km<sup>2</sup>

神戸市広報印刷物登録 令和2年度第3号-5(広告印刷物規格A-1類)

## まちがい探し(16面)の答え

5つのまちがいは  
右のイラストのとおりです。  
みなさんももちろん  
全てわかりましたよね？

